

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	K D D I 株式会社
【英訳名】	KDDI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 松田 浩路
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員専務 CFO 最勝寺 奈苗
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長CEO松田浩路及び取締役執行役員専務CFO最勝寺奈苗は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社、連結子会社13社及び持分法適用会社1社の計15社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの規模及び事業の特性等を踏まえ売上高が指標として適切と判断し、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の連結売上高に占める割合を算出し、前連結会計年度の連結売上高の2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、通信事業をコア事業とする当社グループの事業特性等を踏まえ、売上高、営業債権、棚卸資産及び有形固定資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして考慮し、税金・税効果プロセス、固定資産・のれんの減損プロセス、株式評価プロセス、賞与引当金プロセス、退職給付引当金プロセス、債権評価プロセス及びポイント引当金プロセスを評価対象に追加しています。なお、3【評価結果に関する事項】に記載の通り、連結子会社であるビッグロブ株式会社及び同社の子会社であるジー・プラン株式会社（以下、併せて「本件子会社」といいます。）において、全社的な内部統制のうち良好でない項目が含まれることから、当該良好でない項目の影響を受ける本件子会社の仕入先への発注から検収に至る業務プロセスを評価対象に追加しています。

## 3【評価結果に関する事項】

当社は、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告の適正性に重要な影響を及ぼすものであり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

したがって、基準日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

### 記

当社は、本件子会社の広告代理事業における取引の妥当性について、社内監査役及び内部監査部門による調査を実施しておりましたが、当社の会計監査人からも当該取引の妥当性に関する指摘を受け、社内監査役が主導して外部の公認会計士を交えた調査を実施しました。その後、2025年12月中旬になって一部の広告代理店からの入金が遅延したことを契機に、売上高等が過大に計上されていた可能性が判明しました。これを受け、当社は外部の弁護士・公認会計士を含む社内調査チームを設置して追加の調査を進めた結果、2026年1月上旬に広告代理事業の一部に本件子会社の社員による不適切な取引の疑いが確認されたため、事実関係やその原因等を明らかにするためには、専門性及び客観性のより高い調査を実施する必要があると判断し、特別調査委員会を設置いたしました。

当社は2026年3月31日、特別調査委員会の調査報告書を受領し、同報告書に記載された調査結果から、過年度より取引実体の無い架空循環取引が行われていたことが判明したため、本件子会社の広告代理事業に関連した売上高及び売上原価等を取り消し処理するとともに、過年度に遡って修正する必要があると判断しました。

当社は、この会計処理の修正のため、過年度の決算を訂正するとともに、2023年3月期から2025年3月期の有価証券報告書、2024年3月期第1四半期から同3月期第3四半期までの四半期報告書及び、2025年3月期から2026年3月期までの半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社は、本件架空循環取引が長期間にわたり行われてきた原因及び内部統制上の不備として、以下を認識しております。

本件子会社における権限分掌に関連する全社的な内部統制（統制活動）が不十分であったこと、及び、本件子会社の本広告代理事業における仕入先への発注から検収に至る業務プロセスにおいて不正リスクを考慮した内部統制の整備及び運用が不十分であったこと。

当社は、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

本件架空循環取引に係る特別調査委員会による再発防止策の提言が2026年3月31日であったことから、時間的制約により当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。なお、本件子会社における広告代理事業は停止しており再開の予定はございません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正し、適切な内部統制を整備し運用するために、以下の取り組みを行ってまいります。

[再発防止に向けた是正措置]

ビッグロープ及びジー・プランにおける改善措置について

ア 新規事業に係る不正リスク評価及びリスク管理体制の強化

(ア) リスク審査会の設置

(イ) リスクマネジメント委員会によるリスクマネジメントの高度化

(ウ) リスク点検の取組み強化

イ 事業部門の体制見直しによる不正の機会の排除

(ア) 業務の属人化の解消

(イ) 購買プロセスにおける権限分離の徹底

ウ コーポレート部門による事業精査及び不正検知機能の強化

(ア) 取引先・与信管理の承認基準の高度化

(イ) 購買先適格性確認手続の整備

(ウ) 購買及び売上計上プロセスにおける確証確認

エ キャッシュフローを重視した経理

オ 内部監査体制及び監査手法の強化

(ア) リスクベース監査の強化と不正に対する点検

(イ) 子会社に対する監査の強化

当社における改善措置について

ア 新規事業への理解促進

(ア) 事業部門における1.5線機能の強化

(イ) グループ会社CF0との意見交換を通じた課題解決支援

イ リスク感度の強化・向上

(ア) リスクマネジメント委員会における本件の重点リスク対応

(イ) KDDIフィロソフィの理念浸透に関する活動の推進

(ウ) KDDI行動指針の改訂

(エ) 本件を受けた研修・教育の実施

ウ 事業内容の精査及びリスク検知体制の整備

(ア) 出資先管理部門による重要事業と課題の確認

(イ) 購買プロセス及び与信管理プロセスに関するルール整備・運用モニタリング

(ウ) 財務情報の管理体制の強化

(エ) 内部通報制度の認知向上・利用促進

エ 子会社の内部統制・業務分掌の実態把握強化

(ア) 権限分離の徹底に向けた取組み

(イ) 属人化リスクへの対応

オ 事業部門における1.5線機能および出資先管理部門の人的基盤強化

カ グループファイナンスにおける資金需要の妥当性確認強化

キ 子会社管理の強化と財務管理機能の集約・統合

## ク グループ内部監査の高度化

### 4【付記事項】

当社は、開示すべき重要な不備として、本件子会社における権限分掌に関連する全社的な内部統制（統制活動）が不十分であったこと、及び、本件子会社の本広告代理事業における仕入先への発注から検収に至る業務プロセスにおいて不正リスクを考慮した内部統制の整備及び運用が不十分であったことを識別しております。当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置について、基準日後内部統制報告書の提出日までの期間において、再発防止・ガバナンス強化に向けた会議体を新設しており、以下の通り再発防止策を実施しております。

#### [再発防止に向けた是正措置]

ビッグロープ及びジー・プランにおける改善措置について

#### ア 新規事業に係る不正リスク評価及びリスク管理体制の強化

##### (ア) リスク審査会の設置

- ・リスク審査会の設置の決定

##### (イ) リスクマネジメント委員会によるリスクマネジメントの高度化

- ・リスクマネジメント委員会による全社リスクマネジメント方針の策定、トップリスクの特定、および再発防止策の進捗と監督を行う方針の決定

##### (ウ) リスク点検の取組み強化

- ・不正取引の防止観点を加えたリスク項目及び対策を設定し、その対策に基づく運用のモニタリングを実施することを決定

#### イ 事業部門の体制見直しによる不正の機会の排除

##### (ア) 業務の属人化の解消

- ・ビッグロープにおいて特定部門における人事ローテーション制度の骨子を策定
- ・ジー・プランにおいて人員配置確認会を設置することを決定

##### (イ) 購買プロセスにおける権限分離の徹底

- ・ビッグロープにおける請求書支払いによる購買業務の権限分離に関するルールを設定
- ・ジー・プランにおける稟議起案、発注処理および検収処理に係る担当分離の明確化
- ・実務担当者向け請求書払い業務マニュアルを作成

#### ウ コーポレート部門による事業精査及び不正検知機能の強化

##### (ア) 取引先・与信管理の承認基準の高度化

- ・ビッグロープ及びジー・プランにおける取引先・与信管理の承認基準の見直し

##### (イ) 購買先適格性確認手続の整備

- ・新規の仕入先審査の際の、経理部門又は購買部門による仕入先審査時の「取引能力確認」のルール化

##### (ウ) 購買及び売上計上プロセスにおける確証確認

- ・ビッグロープ及びジー・プランにおける請求書支払いによる購買プロセスにおいて、取引実在性を示す確証の添付及び、経理部門における添付確証の確認の必須ルール化

#### エ キャッシュフローを重視した経理

- ・定時取締役会への業績報告におけるキャッシュフロー状況の報告事項への追加

#### オ 内部監査体制及び監査手法の強化

##### (ア) リスクベース監査の強化と不正に対する点検

- ・リスクベースでの監査を強化する方針とし、「不正リスク重点事項」を決定することで、監査におけるチェック項目を明確化
- ・ビッグロープ「内部監査基本規程」について、「グローバル内部監査基準」に準拠した内容に全面改訂するとともに同「細目」を策定

##### (イ) 子会社に対する監査の強化

- ・ビッグロープ経営監査室がジー・プランへの内部監査を行う方針の決定

当社における改善措置について

#### ア 新規事業への理解促進

##### (ア) 事業部門における1.5線機能の強化

- ・パーソナル事業統括本部において、グループ経営サポート1部及びグループ経営サポート2部を新設し、グループ会社とのコミュニケーションの質と量の向上、当社のコーポレート部門及び監査部門との連携強化を推進

##### (イ) グループ会社CF0との意見交換を通じた課題解決支援

- ・グループ会社CF0との意見交換計画の決定及び実施

#### イ リスク感度の強化・向上

- (ア) リスクマネジメント委員会における本件の重点リスク対応
  - ・グループガバナンス強化対策会議の新設
  - ・リスクマネジメント委員会における本件の重点リスク決定
- (イ) KDDIフィロソフィの理念浸透に関する活動の推進
  - ・KDDIフィロソフィの理念浸透に関する活動計画の決定
  - ・当社役員・幹部向け勉強会の実施
  - ・当社経営層による子会社訪問
- ウ 事業内容の精査及びリスク検知体制の整備
  - (ア) 出資先管理部門による重要事業と課題の確認
    - ・出資先管理部門による重要事業の確認と課題の方針決定
  - (イ) 購買プロセス及び与信管理プロセスに関するルール整備・運用モニタリング
    - ・購買先の選定に関するグループ会社における与信管理基準の策定の必須化の方針決定
  - (ウ) 財務情報の管理体制の強化
    - ・「財務3表確認会議」の新設
  - (エ) 内部通報制度の認知向上・利用促進
    - ・全社員に向けて内部通報制度の周知
    - ・内部通報に関する当社内のイントラページの刷新
    - ・KDDIグループ共通の内部通報窓口の紹介を含むEラーニングコンテンツの展開
- エ 子会社の内部統制・業務分掌の実態把握強化
  - (ア) 権限分離の徹底に向けた取組み
    - ・グループ会社向けの購買業務の権限分離に関するルールを定めた購買管理規程のひな型の見直し
  - (イ) 属人化リスクへの対応
    - ・一つの業務が一人又は一つの組織で完結しない措置の導入の可能性の検討に向けた、グループ会社に対するガバナンス体制に関する規程整備・運用状況等の現状把握のためのガバナンス総点検を実施
- オ 事業部門における1.5線機能および出資先管理部門の人的基盤強化
  - ・出資先管理部門の人員を増強するとともに、複数名による管理体制への見直し
  - ・パーソナル事業統括本部にグループ経営パートナー1部及びグループ経営パートナー2部を設置
- カ グループファイナンスにおける資金需要の妥当性確認強化
  - ・グループファイナンスの対象期間について、従来の1年間の対象期間を暫定的に2026年4月から10月までへの短縮
  - ・グループファイナンスの承認事項について、短期貸付極度額に加え、対象期間最終月末の貸付残高上限を追加
  - ・子会社からその配下子会社へのグループファイナンスを行う場合における、出資先管理部門と経営管理本部長間の事前確認会の実施、及び稟議決裁ルールの変更
  - ・グループファイナンスにより貸付を受けている子会社において一定の事由が生じた場合に、当社の財務部門長から子会社CFO及び出資先管理部門の本部長に連絡するプロセスの追加
- キ 子会社管理の強化と財務管理機能の集約・統合
  - ・分散していた財務ガバナンス、リスクマネジメント、グループ会社支援を担う部門を集約しガバナンス推進本部として新設
- ク グループ内部監査の高度化
  - ・2026年度の監査計画において、財務諸表の虚偽表示（不正）を監査テーマに含める
  - ・内部監査部門の部員全員を対象に、2026年3月に外部コンサルタントによる「専門職として正当な注意と職業的懐疑心の研修」を実施

## 5【特記事項】

該当事項はありません。